

広島大学 高等教育研究開発センター 大学論集
第 35 集 (2004年度) 2005年 3月発行：293-310

日本の大学国際化のための外国人教員の任用

ソ 徐 ヨン 龍 ダル 達

日本の大学国際化のための外国人教員の任用

ソ 徐 ヨン 龍 ダル 達*

1. はじめに ー日本の大学国際化への動向

「日本の国公立大学には、外国人で正規の教授会メンバーとなっている助教授・教授は1人もいない。このことは、普遍的真理を追求し教育すると自称する大学としては、まことに不思議なことではあるまいか。」¹⁾

この不思議な事態は、遠い昔のことではなく、ほんの20年ほど前の日本の偽らぬ実態なのである。国公立大学のみならず、私立大学にも教授会の構成メンバーに外国人教員はほとんどいなかった。外国人教員の採用運動を始めて数年、多くの人々が、日本では実現性の乏しい運動だと筆者をたしなめたものである。たとえば、日本国際法学会の権威、故・田岡良一京都大学教授さえも、「日本人は変わりっこないんだから、君の研究に時間を費やした方がよい」などと助言されたものである。しかし、運動は大きな渦を巻いて拡大され、5、6年後には「前方にほのかな明かりが感ぜられる地点にたどりついた」（脚注1）のあとがき）のである。それは1977、8年のころであった。

こうして筆者の願望は、後述のようにおよそ10年の歳月を経て達成されることになった。獲得された国公立大学「外国人教員任用法」の現時点における成果をここで総括し、併せて今後の課題を共に考えようとしたのは、周知のように、2004年4月から国立大学の独立行政法人化が始まり、国立大学教授たちの身分が国家公務員ではなくなったからである。まさしく「大学ビッグバン」の時代が到来したといえよう。

果たして新しい法人としての国立大学で、外国人教授の任用が前進して大学の国際化が推進されるのか、あるいは日本人の「心のカベ」に妨げられて後退するのか、大学の将来を考える日本人はもとより、筆者にとっても大きな関心事であることに変わりはない。

筆者が四十年前に桃山学院大学に就任したのは、国公立大学による就職差別のためでもあった。いまその差別をふりかえってみて、それが人生の転機になったと痛感している。というのは、差別克服のための市民運動で、多くの日本の碩学と交流ができたことから、私の人生に大きな潤いをもたらしたからである。しかしこのことは、差別を前向きに克服した筆者の稀なケースであって、差別は人間を死に至らしめる場合もあるので撤廃すべきである。

定住外国人の大学教員任用運動の嚆矢は、故・受田新吉議員の紹介をえて1975年10月2日、筆者が故・永井道雄文部大臣に会見したことにあるといえる。当日文部省に提出した「国公立大学へのアジア人専任教員採用等に関する要請書」の前文を省略した主文は次のとおりである²⁾。

* 桃山学院大学名誉教授

- 1) 国公立大学の専任教員にアジア人を採用するよう特別措置を講じて下さい。
また、事実上、専任教員の役割を果たしている（研究）助手等の実態を調査してその処遇を改善し、できるかぎり、彼らを専任講師以上に登用しうる方策を講じて下さい（**国公立大学へのアジア人教員採用の促進**）。
- 2) 私立大学に勤務する他のアジア人専任教員の人件費、研究費等の全額助成策を講じて下さい（**私立大学へのアジア人教員採用の促進**）。
- 3) 韓国・朝鮮学科の設置、韓国・朝鮮語の第2外国語への加入、およびその関係講座の開設に伴う図書費、人件費等の大巾助成策を講じて下さい（**アジア関係講座の開設促進**）。

この「要請書」の提出と同時に、筆者は日本私学振興財団の時子山常三郎理事長らと会見し、「要請書」の第2項および第3項に盛り込まれた私立大学特別助成を要請して予算を獲得することになった。外国人教員の採用に伴う人件費助成、アジア関係講座の開設、留学生教育等への特別助成は今日まで引き継がれており、その予算は数百億円に達している。

その後、国立大学協会（＝国大協）、公立大学協会（＝公大協）、日本学術会議等への運動が拡大されることになった³⁾。特筆すべきことは、日高六郎、飯沼二郎両教授が代表となって、「定住外国人（permanent alien residents）の大学教員任用を促進する会」が1977年9月に発足し、私たちの運動を支援された意義はきわめて大きい。

筆者が定住外国人関連で大学の国際化にふれた最初は、1976年の年賀状「国公立大学とアジア人教員」であった。すなわち、「日本の国公立大学には、交換教授などを除いて、一般の専任教員としてのアジア人は一人もいないようです。と申しますと正確ではありませんが、国公立大学には現に文部技官としての他国籍のアジア人助手（国家公務員）がかなり採用され、奉職しております。

しかし、彼らはたとえ、どれほど有能であり、かつ大学にポジションがあっても、専任講師や助教授には昇任できないことになっております。これはどうやら、明治時代からのよからぬ伝統にもとづくもの（永井道雄元文部大臣談）のようです。

学問の世界に国境はないといわれる今日、日本がこれまでの欧米編重の考え方から脱して、このアジアで真の善隣友好関係をうち立てる意味からも、アジア人の国公立大学教授への道が開かれることを要望します。『在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会』（＝「大学教員懇」）は文部省、国立大学協会、および公立大学協会に要請し、さらには日本学術会議などにも働きかけることになりました。（1976年元旦）。

このような外国人教員任用運動とともに、わたしたちは日本学術会議の選挙権と被選挙権についても、同じく研究者としての市民的権利として獲得に乗り出したのである。1977年3月、日本学術会議会員だった故・内田穰吉（第三部長）、同じく故・狭間源三（第三部）、石本泰雄（第二部）、甲斐道太郎（同）教授の紹介をえて、「定住外国人科学者の処遇の改善（＝外国人科学者の市民権）に関する要望書」を当時の越智勇一会長に提出したのである⁴⁾。

こうして「大学教員懇」の代表として筆者らは、当時の永井道雄文部大臣ほか諸機関と交渉すること8年、1982年8月20日、国公立大学「外国人教員任用法」、正式には「国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」を獲得した⁵⁾。

本稿においては、「外国人教員任用法」獲得当初の事情と採用の実態をふりかえり、任用運動開始から32年後、最新の外国人教員任用の実績を総括するとともに、今後の展望を試みようとするものである。国家公務員としての外国人教員に関する文部科学省の統計は、本稿の集計をもってひと区切りをなし、文科省による今後の調査も期待できないことになる。

2. 初期採用の国公立大学外国人教員

「外国人教員任用法」の獲得によって、一番最初に採用された教員は京都大学文学部のコーニツキーさんで、彼は短い任期付きのため間もなく退職してイギリスに戻り、のちにケンブリッジ大学の教授になった。また、イギリス人のケネス・ラドルさんも国立民族学博物館に採用されたが、やがて国連の研究機関に転任された。

さらに、韓朝鮮人の国立大学の採用第1号は、1984年2月に発令された滋賀医科大学の朴 勺（パク・ピョ）さんと大阪大学の金在萬（キム・ジェマン）さんであった。公立大学では、大阪市立大学教授の金泳鎬（キム・ヨンホ）さん（現・高麗大学教授）が85年4月に助教授の発令となっており、国立大学教授としては東京大学経済学部の安秉直（アン・ピョンジク）さん（元ソウル大学教授）が86年3月発令で古い事例である。しかし、中国人の採用第1号は83年4月発令の周達生さんであり、韓朝鮮人の採用より早かった。周さんは国立民族学博物館の助教授に採用されて後に教授に昇任、定年退職されて名誉教授になられた⁶⁾。

「外国人教員任用法」の成立後の3年間に採用されて在職中だった教員32人の実態は、広島大学の『大学研究ノート』の拙稿を参照願いたい⁷⁾。当時の32人の任期は、無任期は僅か3人（東京大法学部、同理学部と九州大教養部）にすぎず、任期2年以下が4人、3年が18人、5年が5人、8年が2人であった。任期3年以下の教員が68.8%も占めた理由は、出入国管理法にかかわる行政指導によるものと考えられるが、外国人教員に対する厳しい差別行政であったことに注目すべきである。なお、教授会の構成メンバーでない従来からの外国人教員は拙稿の表には含まれていない。参考までに記すならば、「国家公務員法」第2条第7項の個人的基礎においてなされる1年間の「勤務の契約」による外国人教員制度（専任扱いの教師と非常勤扱いの講師）は、一般職、特別職のいずれにも属さない国家公務員であるが、そのまま存続することになった（従来から採用されている大阪外大や東京外大の外国人教員たちがその主なケースである）。

これらの外国人教師、外国人講師も、われわれの任用運動が開始された73年ごろから83年までの10年間に、外国人教師が150人から311人へと倍増し、外国人講師も307人から432人へと大巾増員となった⁸⁾。これらの教員からも、「外国人教員任用法」にもとづく助教授以上への任用が可能であることはいうまでもない。実際、そのような朗報がある反面、1年契約を奇貨として、外国人専任教師8人を突如として契約更新をせず解雇し、裁判沙汰になった筑波大学の悲しい事例もある⁹⁾。同じ筑波大学で、外国人教師だった姜東鎮（カン・トンゼン）教授は、「外国人教員任用法」による正式の教授に任用するという管理職の約束を反故にされて裁判沙汰になったが、その判決を待たずに逝去するという悲劇もまだ記憶に新しい。同様な勤務契約の解除では、和歌山大学のジェラー

ド教授事件など¹⁰⁾があり、最近では熊本県立大学で「専任教員」(full time faculty member) 契約のワージントン教授ら4人が解雇されて提訴、筆者も証人に立った¹¹⁾。この種の事例はかなり多く、跡を絶たない。

ともあれ、「外国人教員任用法」の施行以来、外国人任用は一步前進した。公大協基本問題委員会発表の「外国人教員問題について」¹²⁾ や日本学術会議の見解では、旧法令のもとにおいても外国人教員を採用することができたし、またわれわれもその見地に立つものではあったが、具体的に大学人の体質が開放的にならないかぎり、自発的な任用は望むべくもなく、法律の力、国家権力によって開かざるをえなかった歴史は、日本の「大学の自治」の限界そのものを物語る。と同時に、国大協が再三にわたるわれわれ定住外国人の主張を前向きに取りあげなかったことは、大学の国際化はいうに及ばず、真の大学の自治にとって、大痛恨事であったといえよう。その悪い体質を今日まで引きずり、独立行政法人化を余儀なくさせたともいえよう。

ここで当時の資料として国立大学外国人教員任用の概況をみることにしよう。前掲の拙稿には86年3月1日現在の現職32人が紹介されているが、すでに任期切れなどによって退職した者を含めれば、それまで約40人が任用されたことになる。国籍別にみれば、アメリカ14人、韓朝鮮6人、西ドイツ4人、イギリスと中国各2人、カナダ、イラン、チェコ、インド各1人となっていた。アメリカ国籍14人には、日系5人が含まれており、カナダ国籍の日系人を加えると、日系人は6人だった。国際化の初期ではやむをえない現象だが、長期的には日系人の比率が少なくなることが望ましい。

また、拙稿で示された東京大学と九州大学の無任期任用事例3件は、日本人教員と全く平等に任用された模範的な事例である。

次に、公立大学における外国人教員の任用状況について参考に供したい。公立大学の任用状況について当時は文部省や公大協でも集約しておらず、筆者が1986年5月現在で任意に調査した7人であるため、若干の調査洩れがある。

ここで注目すべきことは、任期なしの4人の事例についてである。これらは、「外国人教員任用法」の施行以前の任用2人(北九州大学と都立商科短大)と、同法施行後であっても同法によらないで大学が独自に任用した1人(神戸商科大学)、および任用法による任用1人(大阪市立大学)の計4件である。一般に任用法による任用事例が、大学人の閉鎖的な法令解釈によって任期をつけているのに対し、同法によらない任用事例では、むしろ外国人研究者と大学の自治にとって、いかに望ましいあり方であるかがわかる。したがって、任用法に左右される大学人にありがちな「心のカベ」の撤去が望まれる。

このような任用はいうまでもなく、韓朝鮮人らの市民運動に負うところが大きい。私たちは、世界人権宣言30周年の78年12月10日に東京(家の光会館)で、「定住外国人の国公立大学教員任用問題」のシンポジウムを主催し、外国人教員の採用を阻害してきた教授たちの体質改善を訴えた。当時のシンポジウムを推進した発起人は飯沼二郎、幼方直吉、大田 堯、関 寛治、沼田稲次郎、旗田 巍、日高六郎、森川晃卿、徐龍達(ソ・ヨンダル)らであった。

その運動の主眼は人事院見解の克服にあった。「現行法令のもとでは(外国人を)任用できないとする人事院見解¹³⁾と、それを鵜呑みにしてきた大多数の大学教授の体質が、定住外国人研究者

の人権をひどく浸蝕してきたといえましょう。真の国際交流、国際人教育には、教授たちのこのような体質についての現状の認識と改善が必要であると痛感する昨今であります」(1979年徐年賀状)¹⁴⁾。

定住外国人の公務就任権を制約してきた「当然の法理」(内閣法制局の見解)は、その後の市民運動の発展に即応して生まれた地方自治体における新しい法解釈によって、事実上ほぼ破綻することになったといえよう。たとえば、1996年の「川崎方式」(川崎市人事委員会の決定)によれば、消防職を除外した全職種を外国人に開放し(全職種の80%)、判例もまた「川崎方式」を承認している¹⁵⁾からである。

他方、国公立大学教授に外国人が任用されなかったのは、大学人が法律以上に強制力を発揮した「当然の法理」に蹂躪され、大学が「公権力の行使」や「国家意思の形成」に参画する機関だとされたからであった¹⁶⁾。大学自治の根幹をなす人事が、法律以外の見解によって左右されてきた点において、それは日本の「法治主義」に問題があるとともに、日本人の論理性に弱点があるといえないだろうか。

3. 公務員としての外国人教員最終の実態

外国人教員任用運動を始めてから32年、1982年に「外国人教員任用法」を獲得して22年が経過した。その採用実績をここに紹介しておきたい。

毎年、文部科学省と公立大学協会から、わたしたちの運動の成果である各大学の外国人教員任用の実態報告がある。その最新の2003年度集計を紹介してご参考に供したい。

まず、第1表によれば、国立大学の助手を除く外国人教員総数は717人で、うち教授135人、助教授474人、講師108人であった。国籍別にみれば、①中国・台湾246人、②韓朝鮮153人、③アメリカ110人、④イギリス39人、⑤ドイツ34人が大勢を占めている。これに助手490人(うち韓朝鮮人115人)を加えた1,207人が国家公務員(一般職)として任用されている。このうち、アジア系が60%以上占めていることが注目される。

つぎに、国立大学外国人教員の任用を職位別にみれば、教授職には①アメリカ36人、②韓朝鮮31人、③中国・台湾26人、④イギリス9人、⑤オーストラリア7人である。また、助教授職には①中国・台湾195人、②韓朝鮮85人、③アメリカ54人、④ドイツ27人、⑤イギリス25人となっている。したがって近い将来、教授職のトップに中国・台湾人があがることは必定である。

また、第2表には各大学別の外国人教員の採用人数を示している。本表によって外国人教員の大学別採用順位をみれば、①東京大49人、②東北大48人、③九州大33人、④筑波大31人、⑤京都大22人、⑥神戸大21人、⑦大阪大と広島大が各20人となっている。

これらの上位8大学における外国人教員の法的地位の確保、つまり日本人と平等な「無任期採用」の点でみれば、340人のうち①東京大36人、②筑波大26人、③東北大20人、④京都大と神戸大が各18人、⑥大阪大17人、⑦広島大8人で、⑧九州大が珍しくも1人だけになっている。九州大ではヴォルフガンク(Michel Wolfgang)助教授を国立大学無任期採用の第1号とした実績を誇っていたが、後述

第1表 国立大学等外国人教員国籍別現員表

(2003年7月1日現在, 文部科学省調べ)

地域	国名	教授	助教授	講師	合計
アジア	インド	4	2		6
	インドネシア		1		1
	ヴェトナム	1	1	1	3
	シンガポール		3		3
	スリランカ	1	4		5
	タイ	2	2	1	5
	韓朝鮮	31	85	37	153
	中華人民共和国	25	190	23	238
	ネパール		1		1
	バングラデシュ		3		3
	フィリピン		3		3
	マレーシア		1		1
	ミャンマー			1	1
中華民国(台湾)	1	5	2	8	
北米	アメリカ合衆国	36	54	20	110
	カナダ	1	11	4	16
中南米	アルゼンチン			1	1
	チリ	1			1
	ブラジル		1	2	3
欧州 (N I S諸国を含む)	アイスランド		1		1
	アイルランド		1		1
	イタリア	1	2		3
	ウズベキスタン		1		1
	英国	9	25	5	39
	エストニア		1		1
	オーストリア	1			1
	オランダ	1	3		4
	スペイン			1	1
	スロバキア		1		1
	ドイツ	5	27	2	34
	フィンランド		1		1
	フランス	1	11		12
	ブルガリア		2	1	3
	ベルギー		2		2
	ポーランド		1		1
	ポルトガル		1	1	2
	ユーゴスラビア	1			1
	リトアニア	1			1
	ルーマニア		1		1
ロシア	3	7		10	
大洋州	オーストラリア	7	11	1	19
	ニュージーランド		4	2	6
中東	イラン	1	1	1	3
アフリカ	エジプト		1	1	2
	ガーナ		1		1
	コンゴ民主共和国	1			1
	チュニジア		1		1
	南アフリカ			1	1
合計		135	474	108	717

本表では韓国と朝鮮(5人)を合算し、「韓朝鮮」(統一用語)とした(徐)。

の「大学教員任用法」（1997年制定）の悪影響を受けたものと推測される。

さらに、2002年度分の国立大学外国人教員集計から、女性の任用が初めて大学別に明示された。同年は外国人教員693人のうち、女性は59大学等に125人（18.0%）が任用されていたが、2003年は717人中の132人（18.4%）で微増したにすぎない。大学別では①東北大、筑波大、東京大、愛媛大がそれぞれ5人で、⑤新潟大、神戸大、岡山大が各4人、⑧一橋大ほか13大学で3人採用となっており、今のところ採用数は少なくとも、今後の任用増が期待されている。

他方、公立大学協会の最新資料によって、各大学別の任用状況を集計したのが第3表である。2002年の採用人員264人に対して若干増え、276人となっているが、大学別の順位は次のようである。①会津大が抜群で38人、②北九州大19人、③大阪市立大15人、④秋田県大14人、そして⑤岩手県大と大阪府大が13人ずつとなっている。

公立大学における外国人教員の無任期採用は、総数276人中の184人で66.7%を示しており、これは国立大学の47.4%に比べてやや良好である。とはいえ、前年度の採用264人中の無任期174人、65.9%に比べると、僅かに0.8%の改善になっている。これは公立大学が後述の「大学教員任期法」の影響を受けたものと推測される。

総合して中国・台湾人、韓朝鮮人などのアジア人教員が増加していることは、善隣友好上好ましいことであるが、国立大学が自主的に任期をなくして外国人研究者を平等に処遇するよう強く要請したい。

4. 大学教員「任期」制の現状と課題

国立大学は2004年4月から国立大学法人化が成立して、国の一機関ではなく、教職員も公務員でなくなった。72年から定住外国人の国公立大学教員任用運動を進めてきた当事者として、「国籍のカベ」が取り払われて外国人の採用が増える可能性が高まることは歓迎したい。しかし、もう一つの差別的な「心のカベ」がなくなる保証はどこにもない。それは日本人の心のあり方、国際性いかんによるからだ。

ここで、とりわけ大きな問題になっている「任期」制についてふれておきたい。

外国人教員に対する不公平な「任期」行政は、いずれ日本人の身の上にもふりかかる火の粉の前例になることは、かねてより筆者が警告していたとおりに推移した。自民党文教族の動向を早くも察知した定住外国人側は、早くから外国人教員に対する任期反対に関して共闘態勢を願っていたが、日本人の大勢はほとんど無関心で実現しなかった。

こうして1997年6月、日本人教員全体に対する「大学教員任期法」（正式には「大学の教員等の任期に関する法律」）が成立、公布されたのである。日本人教授たちは、総じて任期反対の論調にあったが、辛うじて同法の任期制が、大学側の選択に委ねることになったので、当初は一応、愁眉を開くことになったようである。国会の衆・参両院における「附帯決議」に、「任期制の導入によって、学問の自由及び大学の自治の尊重を担保している教員の身分保障の精神が損なわれることがないよう十分配慮するとともに、いやすくも大学に対して、任期制の導入を当該大学の教育研究支援の条

第3表 公立大学外国人教員機関別任用状況 (2003年5月1日現在)

大学名	教授	特任教授	助教授	講師	助手	計
札幌医大	1			1		2
青森保健大	2(2)			3(2)		5(4)
青森公大	1(1)		2(2)	5(5)		8(8)
岩手県大	4(4)		7(7)	2(2)		13(13)
宮城大	2					2
秋田県大	2		11(2)	1		14(2)
会津大	9(8)		13(10)	15(11)	1(1)	38(30)
茨城医療大	1(1)			1(1)		2(2)
群馬女大				1		1
前橋工大	1(1)		1(1)			2(2)
東京都大	4(3)		6(5)	1		11(8)
神奈川保大	1					1
横浜市大	3(3)		5(5)		2(2)	10(10)
富山県大			1(1)			1(1)
福井県大	5(5)	1	2(2)	1(1)		9(8)
都留文大			1			1
長野看大	1					1
情科芸院大			3(3)			3(3)
静岡県大			3(3)	1(1)	1(1)	5(5)
愛知県大	1		3		1	5
名古屋市大				1		1
滋賀県大	2(2)		1(1)	1		4(3)
京都医大	1					1
京都芸大	1		2			3
大阪府大	1		2	2	8(8)	13(8)
大阪女大	1			1		2
大阪看大	1			1		2
大阪市大	4(3)		6(4)	5(3)		15(10)
奈良医大					4(4)	4(4)
神戸商大	1(1)		1(1)	1(1)	1(1)	4(4)
姫路工大			3(3)	1(1)		4(4)
神戸市外大	2(2)		7(7)			9(9)
和歌山医大						※1(1)
島根県大	2		5	2		9
岡山県大			2(2)			2(2)
広島県大			2	1		3
広島市大	6(6)		4(4)	1(1)		11(11)
山口県大	3(3)		3(3)	1(1)		7(7)
下関市大			1(1)			1(1)
高知女大			1			1
福岡女大			1			1
福岡県大			1	2		3
北九州大	4(4)		11(7)	4		19(11)
大分看科大	1			1		2
長崎県大	1(1)					12(1)
シーボルト大	4(4)					4(4)
熊本県大			5	2		7
宮崎看大			1(1)			1(1)
宮崎公大	3(3)		1(1)			4(4)
沖縄芸大	3(3)					3(3)
計	79(60)	1	118(76)	59(30)	18(17)	276(184)

本表では公大協調べに徐の調査数値を合算した。

※1は応名の回答なし。()内は無任期教員数。

件とする等の誘導の干渉は一切行わないこと」が明示されたのである。しかし、外堀はすでに埋められ、じわじわと大学当局をして任期制を実効あらしめるようになっていく。国公立大学の場合には、とりわけ「財政誘導」という手段で攻略されることが多くなるだろう。

少子化の影響は、2007年から大学入学志願者の全入学時代をもたらす、学生の争奪戦が予想される。そのための競争原理の導入と並行される大学院や学部の新設への規制緩和、株式会社立大学等の多様化に伴い、大学教育の目的も拡散化を余儀なくされ、運営上の拙劣により赤字構造への突入など、財政基盤の弱い大学の倒産事例も顕在化しかねなくなるだろう。

この「選択的任期制」は、1996年10月に出された大学審議会答申「大学教員の任期制について—大学における教育研究の活性化のために」によって具体化されたものである¹⁷⁾。はたして任期制によって教育研究の「活性化」がはかれるのかどうか、それ以前に「活性化」とは何を意味するのか、また大学教員の「流動性」とは何か、など論究すべき課題は多い。少なくとも、日本人の任期制と外国人の「任期」制の異同性とか、なぜ外国人のみに先行して「任期」制を導入したのかなどの疑問は多い。

筆者はとりあえず、グローバル時代といわれる今日、学術の国際交流のみならず、民際外交にも大きな役割を果たしている外国人教員の実情を日本人がしっかり把握したうえで、「外国人教員にのみ任期を強要する国立大学の任期規則を、東京大学の規則を範として改正し、日本人と同じ土俵に戻して任期問題を再検討するなどの公平な措置を訴えた」のである¹⁸⁾。けだし、外国人にのみ任期をつけて当然だとする国立大学等の差別的体質は、先進国の大学にあるまじき、救いがたいものといわざるをえないからである。

一方、大学の「活性化」と「任期制」は表裏一体のように考えられているが、大学運営の活性化と研究上の活性化は必ずしも同一基準では考えられない。とりわけ基礎研究の分野における評価は難しく、短期的な任期内での成果が期し難い側面も否定し難い。日本社会全体の任期制＝強制的な労働市場の流動化が未実現の現状において、研究職だけの任期制による流動化がうまく機能する保証は、外国人教員評価の「不公平性」や「人事政策」ひとつみても、いまのところ見出し難いといえよう。

外国人教員任用運動を始めて31年、「外国人教員任用法」を獲得して20年の節目にあたるのが2002年であった。その21年目にあたる国立大学の外国人教員集計によれば、助手を含めて1,207人が採用されている。これを地域別にみれば、アジア系が全体の60%以上を占め、欧米系の約36%をしのいでいるのは、経済活動のみならず学術交流も「アジアの時代」に突入したからだといえよう¹⁹⁾。

一方、公立大学協会の最新資料によれば、276人の外国人教員が任用されており、国公立大学合計では、1,483人にのぼる。助手の集計洩れを考慮すれば、約1,500人が任用されているとみてよいだろう。このような動向が、各地方自治体の外国人公務員採用に波及した影響も見逃せない。これまで外国人は公務員になれないという「当然の法理」は、事実上ほぼ破綻したといえる。

「外国人教員任用法」は、国籍のいかんを問わず優れた人材を教授などに任用することを認めた法律だったが、その大きな問題の一つは、大学側による任期つき採用にあった。公立大学での

33.3%に対し、国立大学では約53%が任期付で問題が残る。もともと「外国人教員任用法」では任期を強制してはならず、問題は日本人教授の「心のカベ」にある。国公立大学が自主的に決定した外国人だけの差別的な任期規定を撤廃し、日本人と平等な土俵で新たに任期問題を考え直すべきである。任期規定の模範は東京大学にある。その条文の第2条には外国人を、「任期を定めなくて任用することができる」とうたっており、これまでも無任期の外国人教授が比較的多く実現しているからである²⁰⁾。

5. むすび 一外国人教員1万人採用で活力と国際化を

ここで国立大学法人の発足にあたり、将来の展望をともに考えてみたい。もとより大学の経営は、各大学の特色ある教育、良質の教職員と、学生に魅力的な研究教育の多様性、経営戦略が必要であろう。そのための高い識見と将来を見通す先見性を備えた経営者学長が望まれる。国公立大学のみならず、私立大学も競争の渦の中にあり、国家財政からの資金だけでなく、地方自治体や民間企業との共同事業による地域社会の啓発と活性化によっても資金を確保する戦略が展開されることになろう。

大学の改革にも、経営の手腕を充分に発揮できるプロが歓迎される時代がきたといえる。教育関連企業が、大学教授と共同してベンチャー企業をおこし、大学向けの教育管理システムを開発・販売する会社も生まれてきた²¹⁾。

いま、わたしの脳にひらめくのは、日産自動車(株)を再建したカルロス・ゴーン社長の手腕である。国公立大学も「ゴーン学長」並みの外国人を迎えて活性化すべきではないか。ひと昔前の学閥、純血主義や国籍にこだわっては、経営と人事の総責任者としての学長はつとまらない。そのうえ、有能な「外国人教員1万人採用」²²⁾の私の構想は、大学の活性化はもとより、日本人の国際感覚を高め、日本の真の国際化を推進し、飛躍させるだろう。

私が1996年にウィーン大学客員教授だったころ、オーストリアの正教授の25%、客員教授の54%が外国人だったことに驚いた。国籍を超越した発想で、人口800万人余りの小さな国が、18人ものノーベル賞受賞者を出した秘訣がそこにあると思った²³⁾。

いまひとつ。世界人口の半分を占める女性の採用を増やすことである。とりあえず、各大学教員の30%採用を目標としてはどうか。前述のように、珍しく文科省の2002年資料では、国立大学の外国人女性教員の任用状況を初めて公表した。専任教員は125人で、任用全体の18%だった。2003年資料によれば女性教員は132人に少し増えた。前述のように採用の多い大学でも僅か5人で、東北大、筑波大、東京大、愛媛大がそうである。以下、新潟大、神戸大、岡山大などが続いているが、今後採用増が望ましい。有能な女性の研究者と経営者が出現して、大学改革をなし遂げる日も、そう遠くはないだろう。

終わりに、もはや旧聞に属するが、阪神タイガースが首位を独走し、セリーグで優勝した。不振のどん底にあった球団が、星野前監督のリーダーシップもさることながら、定住外国人や一般外国人選手の移入人事を敢行して優勝に導いた、その経営陣も評価したい。大学にも行動力があり、先

見性もある「ゴーン学長」を移入すれば、異質な発想のもとに独創性が発揮され、特色ある大学として飛躍的に発展するだろう。日本人はもはや国籍にこだわる時代がすぎたことを認識すべき時である²⁴⁾。

【注】

- 1) 日高六郎・徐龍達編 (1980) 『大学の国際化と外国人教員』, 第三文明社, まえがき。
- 2) 日高六郎・徐龍達編, 前掲書, 288~289頁。
- 3) 徐龍達 (1993) 「国公立大学外国人教員任用の現状と課題」, 徐龍達先生還暦記念委員会編 『アジア市民と韓朝鮮人』 日本評論社, 488~491頁。
- 4) 日高六郎・徐龍達編, 前掲書, 291~293頁に要望書掲載。
- 5) その間の詳細については次の文献を参照。
 - ① 徐龍達 (2003) 「国公立大学外国人教員任用の現状と展望」, 徐龍達編著 『21世紀韓朝鮮人の共生ビジョン—中央アジア・ロシア・日本の韓朝鮮人問題—』 (権菴・徐龍達先生古希記念論集), 日本評論社, 283~307頁。
 - ② 徐龍達 (2000) 「外国人教員任用運動からみた共生社会への展望」, 徐龍達・遠山淳・橋内武編著 『多文化共生社会への展望』, 日本評論社, 220~245頁。
 - ③ 徐龍達 (2003) 「外国人教員任用に関する運動日誌」, 徐編 『ロシアの韓朝鮮人問題と日本』, 国際在日韓国朝鮮人研究会, 11月, 87~95頁。日高・徐編 (1980), 前掲書 (絶版), 330~347頁より転載。
- 6) 周達生 (2003) 「在日中国人からの一言」, 徐編 『ロシアの韓朝鮮人問題と日本』, 前掲書, 80頁を参照。ここで周氏は, 「外国人教員任用法」が在日韓朝鮮人の長年にわたる努力の結晶であると述懐している。
- 7) 徐龍達 (1986) 「大学の国際化と『外国人教員任用法』」, 『大学研究ノート』 (広島大学大学教育研究センター発行) 第67号, 8月, 87~95頁参照 (85年度センター研究員集会における徐の報告論文)。
- 8) 徐龍達 (1984) 「外国人教員任用法の機能と課題」, 『桃山学院大学経済経営論集』 第26巻第2号, 10月, 61~64頁。
- 9) 沢田マルガレーテ (1985) 「退歩した国際性—筑波大学の場合」, 『中央公論』 8月号, 100~107頁。
- 10) 田中宏 (1980) 「大学は国際化の扉を開きうるか」, 日高・徐編, 前掲書, 73頁以下を参照。
アイヴァン・ホール (1995) 「日本の国立大学にあるアパートヘイト—使い捨てられる外国人教師—」, “Ronza” 5月号, 50頁以下を参照。
- 11) 『朝日新聞』 熊本版 (1998) 「徐教授招きシンポ」, 『熊本日々新聞』 (1998) 「外国人教員待遇改善を」, いずれも12月13日付, および, 熊本県立大学外国人教員を守る会 (1998, 12月) 『大学の開国を問う』 (パンフレット), 北九州ユニオン。
- 12) 公立大学協会基本問題委員会 (1979) 「外国人教員問題について」, 5月, 日高・徐, 前掲書,

308～311頁を参照。

- 13) 1953年6月29日付の人事院事務総長の（法律でない）見解をさす。「公務員に関する当然の法理として、公権力の行使または国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とするとの解釈が行われている。」（人事院任用局監修、『任免関係法令集』1978年版，241頁。）
- 14) 徐龍達（2003）「大学教授の体質改善」『奈良新聞』4月16日付文化欄を参照。
- 15) 岡崎勝彦（2001）「地方参政権の本質と被選挙権—住民自治に即して」，徐龍達編『定住外国人の被選挙権への展望』「国際韓朝研」，5月，18頁。
同稿（2001）「定住外国人と地方被選挙権保障の法理」『法律時報』第73巻第10号，9月，85～86頁。
- 16) 徐龍達（2001）「定住外国人の参政権と『アジア市民』社会—「国民」と「住民」の正しい解釈を求めて」，『法律時報』第73巻第10号，9月，78～79頁。
同上の加筆論稿は，徐編著（2003）『21世紀韓朝鮮人の共生ビジョン』日本評論社，137～152頁に掲載された。
- 17) 1996年10月29日付「朝日」「毎日」「日経」などの各紙は，任期制度運用の生命ともいえる業績評価の難しさ，身分保障対策，教育・研究の活性化方策などの問題点を論評している。また，国立大法人化の決定後は，政府による大学予算削減，大学の統廃合，産学共同事業，大学運営の合理化などが大きな課題になっている。
Cf. Suh, Yong-Dal (1998, April 2) 'Equal footing needed for foreign teachers', *Asahi Evening News, Opinion*.
- 18) 徐龍達（1999）「外国人教員の任期撤廃求む」『毎日新聞』5月17日付「オピニオン・ワイド」欄。本稿は次の英文でも紹介された。
Suh, Yong-Dal (1999, May 22) 'Universities should welcome foreigners', *Mainichi Daily News, Opinion*.
- 19) 徐龍達（2003）「定住外国人の参政権と『アジア市民』社会」，徐編著『21世紀韓朝鮮人の共生ビジョン』前掲書，144～148頁を参照。
- 20) 徐龍達（1999）「外国人教員と日本人教員の任期問題について」『関西教授会連合』No.97・98合併号，国庫助成に関する私大教授会連絡協議会，2月刊を参照。
徐龍達（1984）「定住外国人教授は任期なしに，模範的な東大の任用規則」『毎日新聞』2月29日付夕刊「文化欄」。
- 21) 『日本経済新聞』（大阪本社版）2004年9月1日付35面「VB2社と新会社—大学授業管理システムで」を参照。
なお，「企業の大学運営とは何か」など羽田教授の論旨も傾聴に値する。
羽田貴史（2004）「国立大学法人制度をめぐる論点整理」，広島大学高等教育研究開発センター編『大学運営の構造改革』高等教育研究叢書80，67～73頁。
- 22) 徐龍達（2003）「国立大学にゴーン学長を—外国人教員1万人で活力と国際化」，『朝日新聞』

8月29日付（夕刊）文化欄。

- 23) 徐龍達（1995）「オーストラリアが示す国際的の道」『朝日新聞』7月28日付（夕刊）文化欄。

徐龍達（2003）前掲『21世紀韓朝鮮人の共生ビジョン』，635～637頁に転載。

- 24) 徐龍達（1986）『『留学生10万人計画』への提言—変えられるか 日本人の文化的性格』『毎日新聞』12月19日付（夕刊）文化欄。

徐龍達（2003）「外国人教員の任用と大学国際化への課題」『国際文化論集』，桃山学院大学総合研究所，第29号，280頁。

Appointing Able Foreign Nationals to Japanese Universities: towards Increased Internationalization

SUH Yong-Dal*

I have lived for 62 years as a taxpayer in Osaka, Japan, but I have no citizenship. As a foreigner, it was not possible to apply for enrollment at a national or public university after the 2nd World War till 1982, even though no legal grounds forbade it. After becoming the first formal lecturer in a 4th year university in 1963, I organized a civic movement group in October 1972, and struggled against the Japanese Government for a long ten years.

The Law Concerning the Appointment of Foreign Nationals as Faculty Members at National and Public Universities was established in August 20, 1982. The path of employment was cultivated for foreign nationals. P. F. Kornicki, a U.K. national, 34 years old, become the first appointment at Kyoto University. He was given a 2 year appointment but after one year, he returned to U.K., because he was not guaranteed renewal of this assistant professorship.

According to the latest statistics compiled by the Ministry of Education and Science, 717 foreign lecturers were employed full time at 108 national institutions in Japan. The top five employers are Tokyo Univ. with 49 lecturers, Tohoku Univ. with 48, Kyushu Univ. with 33, Tsukuba Univ. with 31, and Kyoto Univ. with 22.

By nationality, faculty members from China and Taiwan topped the list with 246, followed by 153 Koreans and 110 Americans. From the U.K. there were 39, Germany 34, Australia 19, Canada 16, and France 12.

It was regrettable that the advisory council failed to pay serious attention to the circumstances of foreign lectures who were playing an important role, not only in international exchanges in the academic field, but in public diplomacy over all. It was also said that the council made no attempt to solicit foreign faculty member's view when it deliberated on the fixed term system.

An exclusive or discriminative problem occurring with employment of foreign faculty members is that many universities force them to accept fixed term appointments — a practice that has not been applied to their Japanese colleagues. This can be seen as evidence of the exclusive nature and racism in Japanese society. In Japan, there are no laws which ban racism or infringement of human rights of foreigners. Can we call this an internationalized country?

At present, 377 (52.6%) foreign lecturers at national universities work on contracts limited to three years or so, which makes it difficult for them to establish a stable environment for research and education.

In spite of discriminative circumstances, and commendable when the general trend is moving in the other direction, the best three schools with no term limits are Tokyo University with 36 such faculty members,

* Professor Emeritus, St. Andrew's University

Tsukuba University with 26, and Tohoku University with 20. The steps taken by these three schools are all aimed at furthering their internationalization in the 21st century.

We, the “permanent alien residents” (Teiju Gaikokujin), think that the barrier is not a legal one, rather it is an exclusive, islander mentality, common to the Prime Minister and Governor of Tokyo. Japanese academics are too narrow minded except for a conscientious minority.

The purpose of the Foreign Nationals Lecturers Appointment Law 1982 was to internationalize Japanese universities, to promote international exchange at the academic level, and to protect the human rights of permanent alien residents research workers in Japan.

I dare to ask all Japanese universities to emulate Tokyo, Tsukuba, Tohoku and Kobe University where foreign lecturers can be appointed for contracts that are not term-limited. Japanese academics should first revise their internal regulations to abolish the fixed terms for existing foreign lecturers so as to put them on the same footing as their Japanese colleagues. Next, the universities should solicit views from those who have worked for fixed terms and see whether their views will prove useful in the debate on whether or not to introduce a fixed term system.

Japan’s prospects as an advanced nation in the 21st century depend upon how well it can rise above the barriers of distorted nationalism to welcome foreigners into its midst. Universities must do the same in order to become truly autonomous and internationally competitive in the pursuit of knowledge. The changes I suggest will no doubt contribute to the internationalization of Japan and the efforts to work out a national vision for the 21st century, not to mention the revitalization of Japanese universities. If permanent alien residents can be recognized to have a right to be appointed to universities equally with Japanese nationals, I am confident that Japanese society will strengthen its foundation for becoming a more respectable, international state.